

プレスリリース

2 0 2 2 . 7 . 2 6

一般社団法人日本ホテル協会

「令和5年度税制改正要望」及び「旅行需要の回復に向けた要望」 の決定について

日本ホテル協会（会長：森 浩生 株式会社森ビルホスピタリティコーポレーション代表取締役社長）では、7月22日（金）に開催した理事会において、「令和5年度税制改正要望」及び「旅行需要の回復に向けた要望」について下記のとおり決定しました。

記

- | | |
|------------------|---------|
| 1. 令和5年度税制改正要望 | 別紙1のとおり |
| 2. 観光需要の回復に向けた要望 | 別紙2のとおり |

以 上

本件に関する問合せ先： 一般社団法人日本ホテル協会（掛江・岩佐） 電話：03-3279-2706
--

令和 4 年 7 月 2 2 日

一般社団法人日本ホテル協会
会 長 森 浩 生

令和 5 年度税制改正要望

I 観光立国を支えるホテル業界の基盤強化

1. 欠損金の特例措置

コロナ禍に起因する人流抑制策により、会員ホテルの令和2年度と令和3年度を合わせた2年間の純損失は、コロナ禍前の純利益49年分にあたる額を計上してしまい、累積損失とともに膨大な債務が積み上がっています。この経営負担を軽減するため、欠損金の特例措置の拡充を要望します。

(1) 欠損金の繰越控除の拡充

中小法人等以外の法人の控除限度額について、繰越控除前の所得の金額に対し100分の50を乗じた額とする上限を撤廃すること。併せて、繰越期間の10年の制限を撤廃すること。

(2) 産業競争力強化法に基づく繰越欠損金の控除上限の特例の延長

事業適応計画の認定を受けた中小法人等以外の法人が、特例事業年度に発生した欠損につき最大100%まで控除可能となる特例について、令和2～3年度とされている特例事業年度を令和4年度に延長すること。

(3) 欠損金の繰戻し還付制度の拡充

企業規模にかかわらずすべての法人について制度の適用対象とすること。

2. 人材投資の促進税制

コロナ禍による経営危機でホテルから人材が流出した結果、回復が期待される観光需要に対応するためには、早急に人材を確保・育成する必要があります。観光立国を支える人材への投資を促進する税制を要望します。

(1) 人材投資促進税制の復活

平成 17～19 年度に（中小企業については平成 23 年度まで）存在した人材投資促進税制（教育訓練費の増加率に応じ、税額控除を認める制度）を復活させること。

(2) 賃上げ促進税制の要件緩和

現在は、大企業については継続雇用者の給与等支給額の増加を、中小企業については雇用者全体の給与等支給額の増加をそれぞれ要件として税額控除を認め、さらに教育訓練費が増加していれば追加の税額控除を認める制度であるが、大企業、中小企業ともに、継続雇用者か雇用者全体かどちらかの基準を満たせばよいこととすること。

3. 固定資産税の負担の軽減

コロナ禍による経営危機の中で、従来にも増して固定資産税の負担が重いところ、他業種の業界団体とも足並みを揃えて、軽減措置を要望します。

(1) 固定資産税（土地）の負担調整措置の継続

土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、令和 4 年度に認められた商業地等の課税標準額の上昇幅を評価額の 2.5%とする措置を継続すること。

(2) 固定資産税（家屋・償却資産）の負担軽減。

最終の経年減点補正率 20%の引き下げ等、負担軽減措置を講じること。

4. その他

(1) 中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除を継続すること。

(2) 中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除を継続すること。

(3) 法人事業税の付加価値割に係る雇用安定控除制度の要件緩和

雇用安定控除制度は、報酬給与額のうち、収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃料）の 7 割を超える部分を付加価値額から控除することにより、従

業員を多く抱える事業者の負担を軽減するものであるが、ホテル事業は労働集約型であるとともに装置産業であり、報酬給与額のみならず純支払利子や純支払賃料も多く本制度を活用できない。このため、「7割を超える部分」を「5割を超える部分」とすること。

II 消費拡大による観光の発展と経済活性化

コロナ禍により失われた旅行・飲食消費を復活させ、日本経済の回復を確実なものとするとともに、地域経済を活性化させるために、従業員レクリエーション旅行と交際費に関する税制の要件緩和を要望します。

1. 従業員レクリエーション旅行の要件緩和

会社が負担する社員旅行の費用について、給与として課税されないための従業員の参加率要件を「50%以上」から「30%以上」に引き下げること。

2. 交際費の損金算入の制限撤廃

中小法人について800万円または50%の制限、それ以外の法人について50%の制限を撤廃すること。また、損金算入が全く認められていない資本金100億円を超える企業にも損金算入を認めること。

以 上

令和 4 年 7 月 2 2 日

一般社団法人日本ホテル協会

会 長 森 浩 生

旅行需要の回復に向けた要望

平素より当協会に対し多大なご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

コロナ禍による人流抑制策により旅行需要が失われ、ホテル業界はこの2か年で49年分の純利益に相当する純損失を計上し、膨大な債務が積み上がりました。このままでは観光立国に不可欠なインフラであるホテルの存続が危ぶまれる危機的状況です。

観光産業を維持し回復させることは、今後の国内経済の健全な発展に欠かせないものであり、そのために早急に旅行需要を回復させなければなりません。

つきましては、下記のとおり要望申し上げます。

記

1. 全国旅行支援の柔軟で息の長い実施

7月前半より実施するとされていた全国旅行支援が延期となりました。

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえての判断とは承知しますが、旅行そのものが感染の原因となるとの誤解を与えかねず、夏の旅行シーズンを前に需要に水を差すもので、大変残念です。全国旅行支援の柔軟で息の長い実施を要望します。

2. 水際対策の大幅緩和

6月から一日当たりの入国者総数の上限が2万人に引き上げられ、添乗員付きパッケージツアーによる外国人観光客の受入れが始まるなど水際対策が一部緩和されました。

しかしながら、現在の国内・海外の感染状況において、厳格な水際対策を行うことの意味はほとんど失われています。コロナ禍で課されてきた入国の条件を撤廃するとともに諸手続を大幅に緩和し、入国者総数を大幅に拡大させることを要望します。

以 上